

# 回覧 北海道特定不妊治療費助成事業のご案内(H30.4~)

北海道では、不妊治療を受けている方の経済的負担を軽減するため、特定不妊治療費助成事業を実施しています。

## 対象となる治療

- 体外受精及び顕微授精（以下「特定不妊治療」という。）が対象となります。  
\* 医師の判断に基づき、やむを得ず治療を中断した場合についても、卵胞が発育しない等により卵採取以前に中止した場合を除き、助成の対象となります。
- なお、夫婦以外の第三者から提供を受けた精子・卵子・胚による不妊治療や、代理母、借り腹によるものは対象となりません。

## 対象者

- 特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、又は極めて少ないと医師に診断され、実際に治療を受けている治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満である夫婦のうち、次の1から4までのすべての要件に当てはまる方です。
- ただし、同一の治療に関して他の都府県や政令指定都市、中核市から、同等の給付を受けた方又は受ける見込みの方は除きます。
  - 1 夫婦のいずれか一方が道内に住所を有すること。（札幌市、旭川市及び函館市を除く。）
  - 2 法律上の婚姻をしていること。
  - 3 知事が指定した医療機関で治療したこと。（道外の医療機関でも対象となるので、ご相談ください。）
  - 4 夫婦の前年の所得（合計額）が730万円未満であること\*。（いわゆる税引前の収入のことではありません。）

※ 一人分の所得＝

総収入金額から税法上の必要経費を引いた額（控除後の額）－80,000円（一律）－諸控除

諸控除は、雑損控除額、医療費控除額、小規模企業共済等掛金控除額、障害者控除額（普通）、障害者控除額（特別）、勤労学生控除額の合算

## 助成の内容（額及び回数等）

### ①【助成額】

採卵を伴う治療は1回につき15万円（初回治療に限り30万円）、以前に凍結した胚を用いるなど採卵を伴わない治療、状態が良い卵が得られないなどのため治療を中止した場合は1回につき7万5千円までを上限額として助成。また、特定不妊治療に至る過程の一環として、精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術（男性不妊治療）を行った場合は、15万円まで助成。（採卵を伴わない治療を除く。）

※ 1回の治療に要した費用が上限額に満たないときは、その治療に要した額となります。

### ②【助成回数】

初めて助成を受ける際の治療開始時の妻の年齢が40歳未満の場合は、通算助成回数6回、40歳以上43歳未満は通算助成回数3回（平成27年度までに通算5年間助成を受けている場合を除く。）

### ③ 平成28年度からの制度拡充（北海道単独事業）

【特定不妊治療費助成事業による助成（他の都府県・政令市・中核市による同等の給付を含む。）を受けて子どもをもうけた夫婦が、第2子以降の特定不妊治療を行う場合の助成拡充】

②の通算助成回数の規定にかかわらず、第2子以降の治療の対象となる子ども毎に初めて特定不妊治療の助成を受ける際の治療期間の初日における妻の年齢が、40歳未満であるときは通算6回（40歳以上であるときは通算3回）まで助成。（初回治療30万円は対象となりません）

\*「年齢」は、「1回の治療」の開始時点（採卵準備のための投薬開始日等）で判断します。

\*「1回の治療」とは、採卵準備のための投薬開始から、体外受精または顕微授精1回に至る治療の過程を指します。

また、以前に行った体外受精または顕微授精により作られた授精胚による凍結胚移植も1回とみなします。

- 保険適応されている治療は該当しません。詳細は申請窓口の保健所にお問合せください。

## 助成の手続き

- 申請は治療が終了した年度内に、居住地を所管する総合振興局・振興局保健環境部保健行政室・地域保健室（道立保健所）に、原則として1回の治療の終了毎にその治療が終了した日の翌日から60日以内に申請して下さい。（申請期限は毎年度3月最終開庁日 17:30（必着）となります。）※書類の準備に時間を要するなど特別な事情があり、年度内の申請が難しい場合には、必ず申請窓口の保健所に相談してください。

### 【申請に必要な書類】

- 1 特定不妊治療費助成事業申請書
- 2 特定不妊治療費助成事業受診等証明書
- 3 住民票（世帯全員分の、個人番号以外の記載事項を省略していない、発行日から3か月以内のもの。） **※個人番号（マイナンバー）の記載された住民票は提出しないでください。**
- 4 戸籍謄本（発行日から3か月以内のもの。）
- 5 ご夫婦の前年の所得額を証明する書類（原本を持参してください。）  
（所得が0円の場合でもご夫婦ともに必要です。）  
市町村長の発行する所得証明書、課税証明書、住民税額決定通知書等の所得額及び控除額わかるもの（源泉徴収票は認められません。）  
※ただし、1月から5月の間に行う申請の場合は、前々年の対象額。  
（例えば、平成30年5月に申請する場合は、平成28年の所得を証明するものになります。）  
※証明書の発行に要した費用は助成の対象となりません。
- 6 治療に係る領収書（原本を持参してください。）  
※原本の返却が必要な方は、事前に保健所にご相談ください。

□1と2の書類は、道立保健所、指定医療機関にあります。子ども未来推進局のHPからも印刷できます。

北海道 特定不妊



- 申請は、窓口へ直接持参。郵送でも結構です。
- 同一年度内において2回目以降の助成を受けようとする方は、左記の3、4、5の書類については、前回申請時に提出したものと同一場合は、添付を省略することができます。

### 【申請窓口】

総合振興局・振興局		保健所名	所在地	電話番号
後志総合振興局 保健環境部	保健行政室	倶知安保健所	044-0001 倶知安町北1条東2丁目 後志合同庁舎内	0136-23-1951
	岩内地域保健室	岩内保健所	045-0022 岩内郡岩内町字清住 252 番地	0135-62-1537



- ◇北海道では不妊・不育症（反復・習慣流産）に関わるご相談をお受けしています。
- 不妊専門相談センター：予約制。旭川医科大学の不妊治療専門医師が担当します。
- ◆相談窓口：旭川医科大学病院産婦人科（旭川市緑が丘東2条1丁目1番1号）  
電話番号：0166-68-2568
- ◆専門相談日：毎週火曜日 11:00～16:00  
※予約受付は月～金（10:00～16:00）

お気軽にご利用下さい。



- 道立保健所において、保健師が妊娠、不妊など女性の健康に関する相談をお受けしています。

【お問い合わせ】 倶知安保健所 0136-23-1951  
留寿都村役場 保健師 0136-46-3131